



北上記者クラブ加盟者 各位

 **北上市** KITAKAMI CITY

令和7年8月6日

福祉部長寿介護課高齢福祉係

電話：0197-72-8324（直通）

市民後見人養成講座

少子高齢化の進行等により、成年後見制度の利用者は今後ますます増えていくことが予想されます。現在活躍している専門職後見人とともに、新たな担い手として同じ地域で生活し、同じ視点で支援できる「市民後見人」の活躍が期待されています。北上市では本年度から市民後見人養成講座を新たに開催します。

1 目的

社会貢献精神と意欲を持って、対象者により添い、関係機関と連携しながら後見業務を行うことのできる市民後見人の育成。

2 日時・内容

- (1) オリエンテーション（養成講座の受講にはオリエンテーションへの参加が必須です）

令和7年9月4日（木）15：00～16：00

令和7年9月17日（水）15：00～16：00

※いずれも内容は同じです。どちらかの日程へ参加をお願いします。

養成講座の内容や心構え、注意事項等を説明します。

- (2) 養成講座

令和7年11月5日（水）～令和8年2月3日（火）まで 週1回程度 全10回

- ① 基礎編（6日間）11月5日（水）～12月16日（火）

市民後見活動において必備すべき諸制度・法律の基礎を学びます。

- ② 応用編（4日間）1月14日（水）～2月3日（火）

施設での実習やグループワークを通じて実務を学びます。

3 場所

- (1) オリエンテーション

北上市総合福祉センター 研修室 〒024-0012 北上市常盤台二丁目1番63号

- (2) 養成講座

日本現代詩歌文学館 会議室 〒024-8503 北上市本石町二丁目5番60号

4 対象及び定員

- (1) 対象者

- ① 市民後見人に興味がある方

・25歳以上70歳未満（令和7年4月1日時点）

・市内在住者

・次のいずれにも該当しない方

・後見業務の養成研修を有する団体（専門職団体等）に所属している者

・民法第13条に規定する制限行為能力者（未成年者、成年被後見人等）

・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者（破産者等）

② 法人後見の支援員や法人後見の実施を考えている事業所の職員

(2) 定員

オリエンテーション 各 50 名

市民後見人養成講座 25 人程度 ※定員を超えた場合は抽選とする

5 その他

成年後見制度講演会「人の人生を支える市民後見人」を開催します。少しでも興味がある方は、まずは講演会へのご参加をお待ちしています。

(1) 日時

令和 7 年 8 月 24 日（日）

(2) 場所

日本現代詩歌文学館講堂 講堂 〒024-8503 北上市本石町二丁目 5 番 60 号

(3) 内容

県内で先進的に市民後見人養成講座を開催している成年後見センターもりおかの石橋乙秀理事長が市民後見人の取組について講演します。また、実際に市民後見人として活躍している方が活動内容についてお話しします。

(4) 定員

会場 100 名、オンライン（ZOOM）50 名

6 主催者

北上市権利擁護支援センター（北上市福祉部長寿介護課内）

受講者募集

参加費
無料

市民後見人養成講座

少子高齢化の進行等により、成年後見制度の利用者は今後ますます増えていくことが予想されます。現在活躍している専門職後見人とともに、新たな担い手として同じ地域で生活し、同じ視点で支援できる「市民後見人」の活躍が期待されています。北上市では、社会貢献精神と意欲を持って、対象者により添い、関係機関と連携しながら後見業務を行うことのできる市民後見人の育成を目指しています。そのための知識、技術、社会規範、倫理性が習得できるよう養成講座を開催します。

あなたも市民後見人になりませんか



●●●●●●●●●● 市民後見人とは ●●●●●●●●●●

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する「成年後見制度」において、支援する人を「成年後見人」等と呼びます。「市民後見人」とは、親族以外の方で弁護士や司法書士などの資格を要しない成年後見人等です。



北上市権利擁護支援センター

市民後見人養成講座オリエンテーション(事前説明会)のご案内

養成講座の内容や心構え、注意事項等について説明します。
オリエンテーションの内容は同様ですので、下記日程のどちらかに参加ください。

日 程 令和7年9月4日(木) 15:00~16:00
令和7年9月17日(水) 15:00~16:00

会 場 北上市総合福祉センター 研修室
北上市常盤台二丁目1番63号

定 員 各50名

申 込  **電話** 北上市権利擁護支援センター
(先着順) ☎0197-72-8324(直通)

 **ロゴフォーム**
<https://logoform.jp/form/rYq/1014127>

【申込締切】
令和7年8月29日(金曜日)

養成講座を受講するには
オリエンテーションへの
参加が必要です

まずはオリエンテーションへの
ご参加をお待ちしています



市民後見人養成講座の流れ

オリエンテーション参加(必須)
9月4日(木)または9月17日(水)

受講申込・エントリーシート提出
(養成講座の受講希望者のみ)

養成講座(基礎編・応用編)全受講
基礎編(6日間)11月5日(水)~12月16日(火)
市民後見活動において必備すべき諸制度・法律に
ついての基礎を学びます

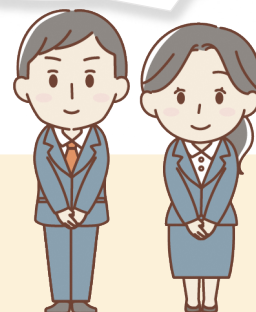
応用編(4日間)1月14日(水)~2月3日(火)
施設での実習やグループワークを通じて実務を学びます

市民後見人候補者の名簿登録
(全日程を履修した方)

受講対象者

- ①市民後見人に興味がある方
 - ・25歳以上70歳未満(令和7年4月1日時点)
 - ・市内在住者
 - ・次のいずれにも該当しない方
 - ・後見業務の養成研修を有する団体(専門職団体等)に所属している者
 - ・民法第13条に規定する制限行為能力者(未成年者、成年被後見人等)
 - ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
- ②法人後見の支援員や法人後見の実施を考えている市内の事業所の職員

養成講座のすべての日程への
参加をお願いします



お問い合わせ先

北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内)

 0197-72-8324(平日8:30~17:15)

人の人生を支える市民後見人

～市民後見人を育てよう～

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度を「成年後見制度」といい、支援する人を「成年後見人等」と呼びます。「市民後見人」とは、親族以外の方で弁護士や司法書士等の資格を要しない成年後見人等です。

市民後見人って何だろう？

私も市民後見人になれるの？

どんな活動をしているの？

どんな人の支援をするの？



参加費
無料

会場またはオンラインで参加できます！

日時

令和7年8月24日
13:30～15:45 (受付 13:00～)

対象者

・北上市民
・北上市において高齢者・障がい者の権利擁護に関わりのある活動業務をしている方

会場

① 日本現代詩歌文学館 講堂

住所：北上市本石町2-5-60
お車で越しの際は図書館西側駐車場をご利用ください

定員になり次第締め切ります

定員100名

② オンライン：定員50名
Zoomでの聴講

申込

電話またはWEBでの申込

☎ 電話
0197-72-8324

📱 WEB
<https://logoform.jp/form/rtYq/1038150>



プログラム 13:30～15:45

手話通訳あり

◆講演①

「人の人生を支える市民後見人」

盛岡広域成年後見センターの取組紹介

講師：認定特定非営利活動法人
成年後見センターもりおか

◆講演②

「活動報告～市民後見人として活動して思うこと～」

県内で活動中の市民後見人による講演

講師：市民後見人2名

主催 北上市権利擁護支援センター 北上市自立支援協議会くらし支援部会

問い合わせ



きたかみし けんり ようご しえん
北上市権利擁護支援センター（北上市役所長寿介護課内）
☎ 0197-72-8324

きたかみし やくし ょうち ょうじゅ かいご かない